

これまでに寄せられた主な質問に関する考え方

(平成17年10月施行関係：平成17年9月7日追加分)

旧措置入所者の利用者負担の取扱い

(問1) 食費・居住費の特定負担限度額及び給付率の算定に当たって、基準となる額はどのように算出するのか。

(答)

基準額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)(一)a若しくはb又は介護福祉施設サービスのロ(2)(一)a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとし、地域区分や初期加算等の諸加算は含まないものとする。

(問2) 旧措置入所者の利用者負担について、「老齢福祉年金受給者に準ずると認められる者」については、現行どおりの取り扱いとしていいのか。

(答)

お見込みのとおり。

老齢福祉年金受給者に準ずると認められる者とは、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第28条第1項の規定による被措置者に係る費用徴収が、「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和47年6月1日厚生省社第451号厚生事務次官通達）別表2に定める費用徴収基準の「対象収入による階層区分」において0円～420,000円に該当するものをいう。

(問3) 実質的負担軽減者以外の者については、一般の低所得者と同様の取扱いとあるが、介護報酬は、一般（旧措置入所者以外）の単位を適用するのか。

(答)

実質的負担軽減者以外の者についても旧措置入所者であることにかわりはなく、旧措置入所者の介護報酬の単位を適用することとなる。

(問4) 従来型個室の経過措置については、旧措置入所者についても適用されるのか。

(答)

従来型個室の経過措置については、旧措置入所者へも適用される。

(問5) 平成17年9月30日において利用者負担が10%の方は、利用者負担を再計算することなく、平成17年10月1日以降も10%となるということでしょうか。

(答)

お見込みのとおり。

(問6) 旧措置入所者における認定証の記載方法等はどのようになるのか。

(答)

1 実質的負担軽減者の記載方法等

- ① 認定の申請に当たって、実質的負担軽減者は申請書に入所する居室の種別を記入する。
- ② 食費及び居住費の特定負担限度額、利用者負担割合の算定にあたっては、申請書に記入された入所する居室の種別に基づき算定することとする。
- ③ 「介護保険特定負担限度額認定証」において、居住費の特定負担限度額の欄は、入所する居室の種別にのみ金額を記載することとし、それ以外の居室については、「-」または「*」等を記載することとする。(別紙1参照)
- ④ 「介護保険利用者負担減額・免除等認定証」における給付率については、入所する居室の種別に基づいて算定した数値を記載することとする。

2 実質的負担軽減者以外の者の記載方法等

「介護保険特定負担限度額認定証」における記載方法は、一般の利用者と同様とすることから、居住費の特定負担限度額の欄は、全ての種別の居室に金額を記載することとする。(別紙2参照)

(問7) 旧措置入所者の受給者異動連絡情報は、どのように入力をすればいいのか。

(答)

1 実質的負担軽減者について

受給者異動連絡票情報の項番51～55（居室の種別）の入力については、入所する居室の種別に該当する項番にのみ金額（特定負担限度額）を入力し、その他の居室に該当する項番については、「9999」と入力することとする。

2 実質的負担軽減者以外の者について

一般の入所者と同様の取扱いとなる。

(問8) 来年度の認定証の発行にあたっては、平成18年6月30日時点で実質的に負担軽減を受けているかどうかを判断するのか。

(答)

来年度の認定証の発行にあたっても、平成17年9月30日において実質的に負担軽減を受けているかどうかにより判断することとなる。

(問9) 多床室、従来型個室又はユニット型準個室に入所する利用者負担第2段階又は第3段階の実質的負担軽減者は、居住費を含め利用者負担額を決定することとなっている。

この場合、ユニット型準個室を利用すると居住費は0円となり、多床室を利用すると居住費が320円となるケースも生じるが、このような取扱いでよいか。

(答)

実質的負担軽減者の場合、食費、居住費及び利用者負担の合計が介護保険法施行前の費用徴収額を上回らないように算定するため、こうしたケースもある。

(問10) 実質的負担軽減者以外の旧措置入所者について、一般の入所者と同様の減免制度を適用した場合、費用徴収額を上回る場合があるが、そのような取扱いでいいのか。

(答)

実質的負担軽減者以外の旧措置入所者については、一般の入所者と同様の減免制度が適用されることとなるので、介護保険法施行前の費用徴収額やこれまでの利用者負担額を上回る場合もある。

(問11) 実質的負担軽減者である旧措置入所者が年度途中で、同一施設内において居室の種別を変更する場合においては、認定証等の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 実質的負担軽減者については、入所する居室の種別に対してのみ認定を行うことから、居室の種別を変更する場合には、認定証を改めて交付する必要があるので、改めて利用者の方から申請が必要となる。
- 2 申請にあたっては、申請書の「特定負担限度額申請事由」の「その他」欄に、「平成〇〇年〇月〇日に居室を変更するため」等を記載するなど、適宜対応すること。
- 3 「介護保険特定負担限度額認定証」の取扱いについては、月の途中で居室の種別が変更となった場合において、変更後の居室の種別における適用年月日は、申請日の属する月の初日にさかのぼることとする。
- 4 居室の種別を変更したことにより、給付率が変更となる場合があるが、その場合において変更後の給付率は、申請日の属する月の初日にさかのぼって適用することとする。
- 5 居室の種別を変更したことにより、新たに認定をするにあたって、その時点での要介護度が変更している場合には、変更後の要介護度に対応する介護報酬により算定することとする。

(問12) 実質的負担軽減者である旧措置入所者が年度途中で、A特養からB特養に入所した場合において、認定証等の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 認定証を改めて交付する必要があるので、利用者が速やかに申請を行うことが必要となる。
- 2 「介護保険特定負担限度額認定証」の取扱いについて、施設を変更した場合において、適用年月日はB特養に入所した日から適用することとする。
- 3 「介護保険利用者負担減額・免除等認定証」の取扱いについて、B特養に入所したことにより、給付率が変更となる場合があるが、その場合において変更後の給付率は、施設を変更した日の属する月の初日にさかのぼって適用することとする。(この場合、A特養は変更後の給付率を知らないので、保険者と施設で連絡をとりあうこと。)

様式第一号の三（第百七十二条の二関係）

(裏面)

注意事項

- 一 この証によつて指定介護福祉施設サービスを利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、この証の表面に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。
- 二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護老人福祉施設の窓口に提出してください。
- 三 被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき、特定負担限度額認定証の有効期限に至つたとき又は特定介護老人福祉施設に入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができるここと。

(表面)

介護保険特定負担限度額認定証
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)

交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

被保険者	番号	〇〇〇〇〇		
	住所	〇〇〇〇〇		
	フリガナ	〇〇〇〇〇		
	氏名	〇〇〇〇〇		
	生年月日	明治・大正・昭和年月日	性別	男・女
	適用年月日	平成17年10月1日から		
	有効期限	平成18年6月30日まで		
食費の特定負担限度額		390円		
居住費の特定負担限度額		ユニット型個室 一円 ユニット型準個室 一円 従来型個室 一円 多床室 320円		
保険者番号 並びに名称 及び印				

様式第一号の三（第百七十二条の二関係）

(裏面)

注意事項	
一 この証によって指定介護福祉施設サービスを利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、この証の表面に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。	
二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護老人福祉施設の窓口に提出してください。	
三 被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき、特定負担限度額認定証の有効期限に至つたとき又は特定介護老人福祉施設を退所したとき（引き続き、他の指定介護老人福祉施設に入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。	
四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。	
五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。	

(表面)

介護保険特定負担限度額認定証 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)			
交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日			
被保険者	番号	〇〇〇〇〇	
	住所	〇〇〇〇〇	
	フリガナ	〇〇〇〇〇	
	氏名	〇〇〇〇〇	
	生年月日	明治・大正・昭和年月日	性別 男・女
	適用年月日	平成17年10月 1日から	
有効期限	平成18年 6月30日まで		
食費の特定負担限度額	390	円	
居住費の特定負担限度額	ユニット型個室 ユニット型準個室 従来型個室 多床室	820 490 420 320 円 円 円 円	
保険者番号 並びに保険及 び者名稱 及び印	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。